昭27.2.1.

官報

主要目次

政令
○北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令等の一部改正　一頁
○鹿兒島県大島郡十島村に関する渡航及び出入国関係諸法令の適用に関する政令　一
○港湾法施行令の一部改正　一
府令
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　一
省令
○外国人登録令施行規則等の一部改正　二
○計量法関係公聴会規則　二
○職業安定法施行規則の一部改正　二
○地方建設局組織規程の一部改正　二
規則
○文化財保護法に基く身分証明証票規則　二
告示
○東京都第六区選出の衆議院議員の補欠選挙に関し候補者が覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日指定　一三
○森林火災国営保険法施行令による保険料率及び保険金額の標準の一部改正　一九
○森林火災国営保険法施行規則による保険料割引計算率　一九
○自作農創設特別措置法に基き買収又は使用予定地域　一九
○工業標準化法施行規則により丁番等の表示許可申請書および表示の様式等指定　一九
○鉱工業品の品目指定の公表に関する件等の一部改正　二一
○国際電報及び国際無線電報の取扱について外国の主管庁の定める制限の一部改正　二三
通商産業省公告
○計量法関係公聴会の開催　二六

政令

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年二月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第八号

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令等の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令の一部改正）

第一條　北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭和二十五年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

第一條中「北緯三十度以南の南西諸島（口之島を含む。）」を「北緯二十九度以南の南西諸島」に改める。

（旅券法の一部改正）

第二條　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

（入国管理庁設置令の一部改正）

第三條　入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項、第四條第十七号及び第八條第八号(ロ)中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

附則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十号中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

外務大臣　吉田　茂
内閣総理大臣　吉田　茂

鹿兒島県大島郡十島村に関する渡航及び出入国関係諸法令の適用に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年二月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第九号

鹿兒島県大島郡十島村に関する渡航及び出入国関係諸法令の適用に関する政令

内閣は、昭和二十六年十二月五日付連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿兒島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令（昭和二十六年政令第三百八十号）第一項前段の規定に基き、この政令を制定する。

左に掲げる法令及びこれに基く命令は、鹿兒島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口之島を含む。）について適用する。

一　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）
二　外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）
三　北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭和二十五年政令第二百二十七号）
四　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）
五　入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）
六　特定の地域に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令（昭和二十六年政令第三百六十六号）

附則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　特定の地域に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令（昭和二十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

外務大臣　吉田　茂
内閣総理大臣　吉田　茂

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年二月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第十号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二條第二項及び第四十二條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の北海道の項中「釧路」を「釧路、留萌」に、山口の項中「徳山下松」を「徳山下松、岩国」に、宮崎の項中「細島」を「細島、油津」に改める。

別表第三中「愛知　名古屋」を「静岡　清水　愛知　名古屋　三重　四日市」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

運輸大臣　村上　義一
内閣総理大臣　吉田　茂

府令

◉法務府令第八号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月一日
法務総裁　木村篤太郎

別表徳島地方法務局の部同地方法務局の款国府出張所の項中「新居村」を「新居町」に改める。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭27.2.1. 第7518号

省令

◉外務省令第三号

外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭和二十五年政令第二百二十七号）、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）及び特定の地域に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令（昭和二十六年政令第三百六十六号）を施行するため、外国人登録令施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月一日

外務大臣　吉田　茂

外国人登録令施行規則等の一部を改正する省令

（外国人登録令施行規則の一部改正）

第一條　外国人登録令施行規則（昭和二十二年内務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第九号及び第十号を次のように改める。

九　北緯二十九度以南の南西諸島（出入国管理令施行規則の一部改正）

第二條　出入国管理令施行規則（昭和二十六年外務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第四号を次のように改める。

四　北緯二十九度以南の南西諸島（北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令施行規則の一部改正）

第三條　北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令施行規則（昭和二十六年外務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名、第一條、別記第一号様式及び別記第二号様式中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉通商産業省令第五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第二百十六條の規定を実施するため、計量法関係公聴会規則を次のように制定する。

昭和二十七年二月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

計量法関係公聴会規則

（公示）

第一條　通商産業大臣は、計量法第二百十六條の規定による公聴会を開こうとするときは、少くともその期日の二十日前までに、日時、場所および公聴会において意見を聞こうとする案件を公示しなければならない。

2　前項の公示は、通商産業省に掲示するほか、官報に掲載してこれを行うものとする。

（申出）

第二條　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の期日の一週間前までに、その氏名、住所および職業ならびに意見を述べようとする理由および意見の概要を記載した文書をもつて、通商産業大臣に申し出なければならない。

（公述人）

第三條　通商産業大臣は、公聴会においてその意見を聞こうとする者（以下「公述人」という。）を前條の規定により申し出た者および学識経験のある者その他意見を聞く必要があると認める者のうちから選定し、公聴会の期日の三日前までに、本人にその旨を通知するものとする。

（期日または場所の変更）

第四條　通商産業大臣は、止むを得ない事由があるときは、公聴会の期日または場所を変更することができる。

2　前項の規定により公聴会の期日または場所を変更したときは、通商産業大臣は、遅滞なくその旨を公示し、かつ、公述人に通知しなければならない。

3　第一條第二項の規定は、前項の公示に準用する。

（議長）

第五條　公聴会は、通商産業大臣またはその指名する職員が議長として主宰する。

（職員の出席）

第六條　通商産業大臣は、その指名する職員を公聴会に出席させて意見を述べさせることができる。

（秩序の維持）

第七條　議長は、議場の秩序の維持のため必要があると認めるときは、秩序をみだす者に対し静粛を命じ、これに応じないときは退場させることができる。

（代理人による公述等）

第八條　公述人は、議長の許可を得て、文書で意見を提示し、または代理人に意見を述べさせることができる。

（公述）

第九條　公述人は、発言をしようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2　公述人の発言は、案件の範囲をこえてはならない。

3　公述人の発言が案件の範囲をこえ、または公述人に不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、または退場を命ずることができる。

（発言時間の制限）

第十條　議長は、公聴会の運営上必要があるときは、公述人の発言について、その時間を制限することができる。

（質問）

第十一條　第六條の規定により指名された職員は、公述人に対して質問することができる。ただし、公述人が職員に対して質問することはできない。

（公聴会の続行）

第十二條　議長は、公聴会の期日において議事が終了しないときは、公聴会を延期し、または続行することができる。

2　前項の規定により公聴会を延期し、または続行するときは、議長は、次回の期日および場所を定め、これを公述人に通知しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉労働省令第一号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）を実施するため、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月一日

労働大臣　吉武　恵市

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四号中「専門的な企画、技術」を「企画若しくは専門的な技術若しくは経験」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉建設省令第二号

地方建設局組織規程（昭和二十四年建設省令第八号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月一日

建設大臣　野田　卯一

別表第一関東地方建設局の項中渡良瀬川上流工事事務所の位置「栃木県足利郡三重村」を「足利市」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

◉文化財保護委員会規則第一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十九條第二項（同法第四十七條第三項、第五十八條第三項、第七十八條第二項、第百一條第二項及び第百二條第二項で準用する場合を含む。）及び第五十五條第二項（同法第八十三條第三項で準用する場合を含む。）の規定を実施するため、同法第十五條第一項の規定に基き、身分証明証票規則を次のように定める。

昭和二十七年二月一日

文化財保護委員会委員長　高橋誠一郎

身分証明証票規則

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十九條第二項（同法第四十七條第三項、第五十八條第三項、第七十八條第二項、第百一條第二項及び第百二條第二項で準用する場合を含む。）及び第五十五條第二項（同法第八十三條第三項で準用する場合を含む。）に規定する証票の様式は、それぞれ別表第一から別表第十までの通りとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（用紙の寸法は日本標準規格B6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

（表面）

第　号

文化財保護法第三十九條第二項の規定による証票

文化財保護委員会印

昭和　年　月　日発行

文化財保護委員会

（裏面）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抄

第百八條　第三十九條第一項（第四十七條第三項、第七十八條第二項、第百一條第二項又は第百二條第二項で準用する場合を含む。）、第四十九條又は第百條第一項又は第百二條第二項で準用する場合を含む。）、第四十九條又は第百條第一項又は第百二條第二項で準用する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責に任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、又は毀亡するに至らしめたときは、二万五千円以下の過料に処する。

第百十條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第三十八條第一項の規定による国宝の修理又は滅失若しくはき損の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二　国宝がき損している場合又は滅失し、若しくはき損する虞がある場合において、所有者又は第三十一條の規定による管理責任者に修理又は滅失若しくはき損の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第三十九條　委員会は、前條第一項の規定による修理又は措置をするときは、その職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第百八條　第三十九條第一項（第四十七條第三項、第七十八條第二項、第百一條第二項又は第百二條第二項で準用する場合を含む。）、第四十九條又は第百條第一項又は第百二條第二項で準用する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責に任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、又は毀亡するに至らしめたときは、二万五千円以下の過料に処する。

第百十條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第三十八條第一項の規定による国宝の修理又は滅失若しくはき損の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

文化財保護法第三十九條第二項の規定による証票

氏　名

年　月　日生

別表第二（用紙の寸法は日本標準規格B6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

（面　表）

第　号

文化財保護法第四十七條第三項で準用する同法第三十九條第二項の規定による証票

昭和　年　月　日発行

文化財保護委員会

文化財保護委員会印

（面　裏）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抄

第百八條　第三十九條第一項（第四十七條第三項、第七十八條第二項、第百一條第二項又は第百二條第二項で準用する場合を含む。）、第四十九條又は第百條第二項に規定する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責に任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、又は毀亡するに至らしめたときは、二万五千円以下の過料に処する。

文化財保護法第四十七條第一項（国宝を含む。）の管理又は修理の施行の責に任ずべき文化財保護委員会職員

氏　名

年　月　日生

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抄

第四十七條　重要文化財の所有者は、委員会の定める條件により、委員会に重要文化財の管理又は修理を委託することができる。

2　委員会は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者に対し、條件を示して、委員会にその管理又は修理を委託するように勧告することができる。

3　前二項の規定により委員会が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九條の規定を準用する。

第三十九條　委員会は、前條第一項の規定による修理又は措置をするときは、その職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

別表第三（用紙の寸法は日本標準規格B6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

（面　表）

第　号

文化財保護法第五十八條第三項で準用する同法第三十九條第二項の規定による証票

昭和　年　月　日発行

文化財保護委員会

文化財保護委員会印

（面　裏）

文化財保護法第五十八條第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行の責に任ずべき文化財保護委員会職員

氏　名

年　月　日生

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抄

第五十八條　委員会は、必要があると認めるときは、自ら埋蔵文化財の発掘を施行することができる。

3　第一項の場合には、第三十九條及び第四十一條の規定を準用する。

第三十九條　委員会は、前條第一項の規定による修理又は措置をするときは、その職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第百十一條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。

六　第五十八條の規定による埋蔵文化財の発掘の施行を拒み、又は妨げた者

昭27.2.1. 第7518号

別表第四（用紙の寸法は日本標準規格B6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

（表　面）

第　号

文化財保護法第七十八條第二項で準用する同法第三十九條第二項の規定による証票

文化財保護委員会印

昭和　年　月　日発行

文化財保護委員会

（裏　面）

文化財保護法第七十八條第一項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損若しくは衰亡の防止の措置の施行及び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責に任ずべき文化財保護委員会職員

氏　名

年　月　日生

第七十八條　委員会は、左の各号の一に該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損若しくは衰亡の防止の措置をすることができる。

一　管理者が前二條の規定による命令に従わないとき。

二　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、若しくは衰亡する虞のある場合において、管理者に復旧又は滅失、き損若しくは衰亡の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2　前項の場合には、第三十八條第二項及び第三十九條から第四十一條までの規定を準用する。

第三十九條　委員会は、前條第一項の規定による修理又は措置をするときは、その職員のうちから当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

別表第五（用紙の寸法は日本標準規格B6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

（表　面）

第　号

文化財保護法第百一條第一項の規定による委託に基き都道府県の教育委員会が同法第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第百一條第二項で準用する同法第三十九條第二項の規定による証票

都道府県の教育委員会印

昭和　年　月　日発行

発行教育委員会名

所有者又は第三十一條の規定による管理責任者に修理又は滅失若しくはき損の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第三十九條　委員会は、前條第一項の規定による修理又は措置をするときは、その職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第百八條　第三十九條第一項（第四十七條第三項、第七十八條第二項、第百一條第二項又は第百二條第二項で準用する場合を含む。）、第四十九條又は第百條第二項に規定する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責に任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめたときは、二万五千円以下の過料に処する。

第百十條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第三十一條の規定による国宝の修理又は滅失若しくはき損の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（裏　面）

文化財保護法第百一條第一項の規定による委託に基く同法第三十八條第一項の規定による国宝の修理又は滅失若しくはき損の防止の措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき都道府県教育委員会職員

氏　名

年　月　日生

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抄

第百一條　委員会は、必要があると認めるときは、第三十八條第一項又は第九十三條の規定による国宝の修理又は滅失若しくはき損の防止の措置の施行、第五十八條第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行及び第七十八條第一項又は第九十三條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損若しくは衰亡の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2　都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基き、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第五十八條第一項の規定による発掘の全部又は一部を行う場合には、同條第三項で準用する第三十九條の規定を、第七十八條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

第三十八條　委員会は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失若しくはき損の防止の措置を行うことができる。

一　所有者又は第三十一條の規定による管理責任者が前二條の規定による命令に従わないとき。

二　国宝がき損している場合又は滅失し、若しくはき損する虞がある場合において、

別表第六（用紙の寸法は日本標準規格B6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

第五十八條　委員会は、必要があると認めるときは、自ら埋蔵文化財の発掘を施行することができる。

3　第一項の場合には、第三十九條及び第四十一條の規定を準用する。

第三十九條　委員会は、前條第一項の規定による修理又は措置をするときは、その職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第百十一條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。

六　第五十八條の規定による埋蔵文化財の発掘の施行を拒み、又は妨げた者

（面　表）

第　号

文化財保護法第百一條第一項の規定による委託に基き都道府県の教育委員会が同法第五十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合に同法第百一條第二項で準用する同法第三十九條第二項の規定による証票

都道府県の教育委員会印

昭和　年　月　日発行

発行教育委員会名

（面　裏）

文化財保護法第百一條第一項の規定による委託に基く同法第五十八條第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行の責に任ずべき都道府県教育委員会職員

氏　名

年　月　日生

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抄

第百一條　委員会は、必要があると認めるときは、第三十八條第一項又は第九十三條の規定による国宝の修理又は滅失若しくはき損の防止の措置の施行、第五十八條第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行及び第七十八條第一項又は第九十三條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損若しくは衰亡の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2　都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基き、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第五十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第三項で準用する第三十九條の規定を、第七十八條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

別表第七（用紙の寸法は日本標準規格B6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

第三十九條　委員会は、前條第一項の規定による修理又は措置をするときは、その職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第百八條　第三十九條第一項（第四十七條第三項、第七十八條第二項、第百一條第二項又は第百二條第二項で準用する場合を含む。）、第四十九條又は第百條第二項に規定する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責に任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめたときは、二万五千円以下の過料に処する。

第百十條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

五　第七十八條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損若しくは衰亡の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（面　表）

第　号

文化財保護法第百一條第一項の規定による委託に基き都道府県の教育委員会が同法第七十八條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第百一條第二項で準用する同法第三十九條第二項の規定による証票

都道府県の教育委員会印

昭和　年　月　日発行

発行教育委員会名

（面　裏）

文化財保護法第百一條第一項の規定による委託に基き同法第七十八條第一項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損若しくは衰亡の防止の措置の施行及び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責に任ずべき都道府県教育委員会職員

氏　名

年　月　日生

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抄

第百一條　委員会は、必要があると認めるときは、第三十八條第一項の規定による国宝の修理又は滅失若しくはき損の防止の措置の施行、第五十八條第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行及び第七十八條第一項又は第九十三條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損若しくは衰亡の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2　都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基き、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第五十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第三項で準用する第三十九條の規定を、第七十八條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

第七十八條　委員会は、左の各号の一に該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損若しくは衰亡の防止の措置をすることができる。

2　前項の場合には、第三十八條第二項及び第三十九條から第四十一條までの規定を準用する。

別表第八（用紙の寸法は日本標準規格B6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

（表面）

第　号

文化財保護法第百二條で準用する同法第三十九條第二項の規定による証票

都道府県の教育委員会印

昭和　年　月　日発行

発行教育委員会名

（裏面）

文化財保護法第百二條第一項の規定による委託に基く重要文化財（国宝を含む。）の管理又は修理の施行の責に任ずべき都道府県教育委員会職員

氏　名

年　月　日生

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抄

第百二條　都道府県の教育委員会は、あらかじめ、委員会の承認を得て、所有者又は第三十一條の規定による管理責任者の求めに応じ、重要文化財の管理若しくは修理につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2　都道府県の教育委員会が前項の規定により管理又は修理の委託を受ける場合には、第三十九條の規定を準用する。

第三十九條　委員会は、前條第一項の規定による修理又は措置をするときは、その職員のうちから当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第百八條　第三十九條第一項（第四十七條第三項、第七十八條第二項、第百一條第二項又は第百二條第二項で準用する場合を含む。）、第四十九條又は第百條第二項に規定する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責に任ずべき者が忘慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、又は喪亡するに至らしめたときは、二万五千円以下の過料に処する。

別表第九（用紙の寸法は日本標準規格B6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

（表面）

第　号

文化財保護法第五十五條第二項の規定による証票

文化財保護委員会印

昭和　年　月　日発行

文化財保護委員会

四　特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2　前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3　第一項の規定による調査によつて損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。

4　前項の場合には、第四十一條第二項の規定を準用する。

第百十一條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。

四　第五十四條、第五十五條、第八十二條又は第八十三條の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のため必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（裏面）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抄

第五十四條　委員会は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者又は第三十一條の規定による管理責任者に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五條　委員会は、左の各号の一に該当する場合において、前條の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、且つ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当る者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一　重要文化財の現状変更の許可の申請があつたとき。

二　重要文化財がき損しているときはその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三　重要文化財が滅失し、又はき損する虞のあるとき。

文化財保護法第五十五條第二項の規定による実地調査に当る文化財保護委員会職員

氏　名

年　月　日生

昭27.2.1.　第7518号

別表第十（用紙の寸法は日本標準規格B6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

3　第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五條第二項の規定を、前項の場合には、第四十一條第二項の規定を準用する。

第五十五條

2　前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第百十一條　左の各号の一に該当する者は、二千円以下の過料に処する。

四　第五十四條、第五十五條、第八十二條又は第八十三條の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のため必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（面　表）

第　号

文化財保護法第八十三條第三項で準用する同法第五十五條第二項の規定による証票

文化財保護委員会印

昭和　年　月　日発行

文化財保護委員会

（面　裏）

文化財保護法第八十三條第一項の規定による実地調査及び調査のため必要な措置の施行に当る文化財保護委員会職員

氏　名

年　月　日生

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抄

第八十二條　委員会は、必要があると認めるときは、管理者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第八十三條　委員会は、左の各号の一に該当する場合において、前條の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、且つ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当る者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。但し、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼす虞のある措置は、させてはならない。

一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、又は衰亡する虞のあるとき。

四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2　前項の規定による調査又は措置によつて損害を受けた者に対しては、政府は、通常生ずべき損害を補償する。

告　示

◉総理府告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三條第一項第一号の規定により行う東京都第六区選出の衆議院議員の補欠選挙に関し、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の施行に関する命令（昭和二十二年閣令、内務省令第一号）第八條第一項の規定により、候補者が覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を内閣総理大臣に対して求むべき期日を、次のように指定する。

昭和二十七年二月一日

昭和二十七年二月二日から

同　年二月七日まで

内閣総理大臣　吉田　茂

◉電波監理委員会告示第三百四十一号

国家公安委員会鹿児島地区警察署構内無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十一月七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六一一六号

二　承認を受けた者　国家公安委員会

三　無線局の種別　固定局

四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。

五　通信の相手方　国家公安委員会所属福岡、大分、宮崎、熊本、長崎、佐賀、種子島及び屋久島の各固定局並びに応急用の各固定局

六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日

八　設置場所　鹿児島市山下町六八番地の一　東経一三〇度三四分　北緯三一度三六分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

JQO—20（注一、三）A一　三、三七五kc
JQO—21（注二、三）A一　五、二八〇kc
JQO—22　A一　四、二〇〇kc
JQO—20（注四）A一　一、九七〇kc
JQO—32（注五）A一　二、一五五kc
（注二、五）A一　五、四四五kc
水晶発振　一〇〇W
水晶発振　五〇W

十　空中線の型式及び構成　逆L型

十一　運用許容時間　常時

十二　その他　（注一）の周波数の使用は、夜間に限る。但し、県下各警察署に対する一齊指令警察通信に使用する場合を除く。

（注二）の周波数の使用は、晝間に限る。

（注三）の周波数の使用は、福岡、大分、宮崎、熊本、長崎及び佐賀と通信を行う場合に限る。

（注四）の周波数の使用は、種子島及び屋久島と通信を行う場合に限る。

（注五）の周波数の使用は、応急の場合に限る。

◉電波監理委員会告示第三百四十二号

国家公安委員会鹿児島警察本部構内無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十一月七日承認した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六一一七号

二　承認を受けた者　国家公安委員会

三　無線局の種別　基地局

四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各陸上移動局

六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日

八　設置場所　鹿児島市山下町六八番地の一　東経一三〇度三四分　北緯三一度三六分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

JQO—32（注）A一　二、一五五kc
A一　五、四四五kc
A一　四、二〇〇kc
水晶発振　五〇W

十　空中線の型式及び構成　逆L型

十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間

十二　その他　（注）の周波数の使用は、晝間に限る。

◉電波監理委員会告示第三百四十三号

国家公安委員会所属愛媛県北宇和地区警察署無線局の空中線電力は、昭和二十六年八月三十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇二四号

二　承認を受けた者　国家公安委員会

三　無線局の種別　陸上移動局

四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局

六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日

八　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　全国一円
常置場所　宇和島市広小路二〇番地　東経一三二度三四分　北緯三三度一三分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

IQF—23（注）A一　一、九九〇kc
A一　五、四八五kc
A一　四、二〇〇kc
水晶発振　五〇W

十　空中線の型式及び構成　逆L型

十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間

十二　その他　（注）の周波数の使用は、晝間に限る。

昭27.2.1. 第7518号

◉電波監理委員会告示第三百四十四号

航空庁所属大島無線標識局の電波の型式、周波数、変調方式、空中線電力並びに空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十二月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日　　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一三七号
二　承認を受けた者　航空庁
三　無線局の種別　無線標識局
四　無線局の目的　航空保安事務に使用するため、無線標識業務を行う。
五　通信の相手方　航空機局
六　通信事項　無線標識に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　東京都大島差木地村　東経一三九度二四分　北緯三四度四一分
九　標識符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A二　二六〇kc　水晶発振　第三、第四装置　八〇〇W　A二（注）　七五kc　終段陽極変調　但し、七五kcは五W
十　空中線の型式及び構成　アドコック、垂直型、ターンスタイル（反射器付）
十一　運用許容時間　常時
十二　その他（注）は識別可聴周波数　三、〇〇〇 C/S

◉電波監理委員会告示第三百四十五号

海上保安庁所属鹿児島固定局の呼出符号、電波の型式、周波数、空中線電力及び運用許容時間は、昭和二十六年十二月二日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日　　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年一月十日　第六一二五八号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属の門司及び佐世保の各固定局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　鹿児島市汐見町四四番地の一　東経一三〇度三四分　北緯三一度三六分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JNJ—30　A一　一七一・二五kc　水晶発振　吸収管式　五〇〇W　JNJ—31　〃　（四、二〇〇kc　三、七八五kc）　水晶発振　吸収管式　二五〇W
十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十一　運用許容時間　吉野送信所の無線設備が障害のため、運用を必要とする時間

◉電波監理委員会告示第三百四十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月一日　　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年一月十六日　第一三三九号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　銚子市川口町二丁目六三八五番地の一五五　東経一四〇度五二分　北緯三五度四四分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JNQ—5　A三　（一、九四〇kc　一、九五五kc　二、一四〇kc　二、七八五kc）　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　常時
十二　運用業務時間　不定

◉電波監理委員会告示第三百四十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年一月十六日　第一三四〇号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　銚子市川口町二丁目六三八五番地の一五五　東経一四〇度五二分　北緯三五度四四分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JNQ—5　A三　（一、九四〇kc　一、九五五kc　二、一四〇kc　二、七八五kc）　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　常時
十二　運用業務時間　不定

◉電波監理委員会告示第三百四十八号

第一万栄丸無線局の呼出名称は、昭和二十六年八月二十五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日　　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一五三七号
二　免許人の氏名　万谷房太郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第一万栄丸（主たる停泊港　銚子）
九　呼出名称　いちごうまんえいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A三　（一、六二〇kc　二、四四〇kc　二、七八五kc）　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百四十九号

協力丸無線局の周波数は、昭和二十六年六月二十六日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日　　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一五一五号
二　免許人の名称　昭和油槽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、昭和油槽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　協力丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JNQE
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　（三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四五〇kc　四六八kc　四八〇kc　五〇〇kc）　第一、第二装置　水晶発振　二五〇W（但し、四六八kcは五〇W）　A一　（五、四二〇kc　五、五〇〇kc　五、七〇〇kc　八、二八〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc）　第一、第二装置　A二　リップル変調
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百五十号

もちづき無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十八日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年八月二十三日　第一六三六号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　電波監理委員会委員長　富安　謙次
六　通信事項　無線局運用規則に定める事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年八月二十二日
八　設置場所　もちづき（主たる停泊港　横浜）
九　呼出符号及び呼出名称　JLRM　もちづき
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　（三七五kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　七〇〇kc　二、五八〇kc　二、九〇〇kc　二、一四〇kc　二、七八五kc）　水晶発振　終段抑制格子変調　A一、A二　五〇W　A三　三〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百五十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月一日　　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十三日　第六五八九号
二　免許人の氏名　魚谷勝次
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　奈良尾、舘浦の各漁業海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十二日
八　設置場所　第七重光丸（主たる停泊港　岩瀬浦）
九　呼出名称　だいななじゅうこうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A三　（二、四五〇kc　二、六五〇kc　二、八五五kc）　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百五十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月一日　　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月一日　第一六六七号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　電波監理委員会委員長　富安　謙次
六　通信事項　無線局運用規則に定める事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年九月三十日
八　設置場所　りんどう（主たる停泊港　東京）
九　呼出名称　じゅんしせんりんどう

昭27.2.1. 第7518号

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 二、一四〇kc 二、六五〇kc 二、七八五kc 水晶発振 終段陽極及び遮蔽格子同時変調 一〇W

十一 空中線の型式及び構成 ホイップ

十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第三百五十三号

第七新生丸無線局の周波数は、昭和二十六年六月十九日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一五二三号

二 免許人の名称 株式会社新生漁業社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第七新生丸(主たる停泊港 勝山)

九 呼出名称 ななごうしんせいまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 一、六二〇kc 一、九五五kc 二、四四〇kc 二、五四五kc 二、六五〇kc 二、七八五kc 水晶発振 終段陽極変調 二五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第三百五十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年八月十九日 第一五二三号

二 免許人の名称 日産汽船株式会社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、日産汽船株式会社所属船舶局

六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項

七 免許の有効期限 無期限

八 設置場所 日泰丸(主たる停泊港 東京)

九 呼出符号 JCBV

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 四六八kc 五〇〇kc 五、五七〇kc 八、二八〇kc 水晶発振 A二 リップル変調 五〇W

補助装置(主装置兼用)

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

十三 運用義務時間 十六時間

◉電波監理委員会告示第三百五十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月六日 第一五七九号

二 免許人の名称 日本水産株式会社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、日本水産株式会社所属船舶局

六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年六月五日

但し、無線電信については無期限

八 設置場所 第五興南丸(主たる停泊港 東京)

九 呼出符号及び呼出名称 INAO ごごうこうなんまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 五〇〇kc 五、五七〇kc 五、五八〇kc 八、二八〇kc 第一、第二装置 水晶発振 第一装置 A二 リップル変調 A一、A二 二五〇W 但し、八、三二五kcは一〇〇W A三 五〇W 第二装置 A二 リップル変調 A三 終段抑制格子変調

A一 五、四二〇kc 五、五二〇kc 五、五七〇kc 八、三二五kc 八、四三五kc 八、五〇〇kc 八、六一〇kc 八、六二〇kc 八、六五〇kc

A三 一、六二〇kc 一、九五五kc 二、四四〇kc 二、五四五kc 二、六五〇kc 二、七八五kc

補助装置 A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 五〇〇kc 五、五七〇kc 五、五八〇kc 八、二八〇kc 水晶発振 A二 リップル変調 A一、A二 五〇W 終段抑制格子変調 A三 一五W

十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型

十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第三百五十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年七月七日 第一五五九号

二 承認を受けた者 海上保安庁

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局

六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項

七 承認の有効期限 昭和三十一年七月六日

八 設置場所 つばき(主たる停泊港 東京)

九 呼出名称 つばき

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 二、一四〇kc 二、六五〇kc 二、七八五kc 水晶発振 終段陽極及び終段遮蔽格子同時変調 一〇W

十一 空中線の型式及び構成 ホイップ

十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第三百五十七号

第五共進丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年四月二十五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一四二九号

二 免許人の名称 極洋捕鯨株式会社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、極洋捕鯨株式会社所属船舶局

六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第五共進丸(主たる停泊港 東京)

九 呼出符号 JJEE

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二 一、五七〇kc 一、五八〇kc 一、八二〇kc 三七五kc 四二五kc 五〇〇kc 一、六一〇kc 五、五二〇kc 八、三二五kc 第一装置 中波 中短波 短波 主発振 水晶発振 第一装置 A二 リップル変調 一〇〇W 第二装置 水晶発振

十一 空中線の型式及び構成 T型

十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第三百五十八号

朝日丸無線局の呼出名称は、昭和二十六年二月二十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七二八七号

二 免許人の氏名 通野熊夫

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 朝日丸(主たる停泊港 四倉)

九 呼出名称 つうのあさひまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 一、六二〇kc 一、九五五kc 二、七八五kc 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第三百五十九号

第三明神丸無線局の免許人は、昭和二十六年八月三十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七三一八号

二 免許人の氏名 吉田権之助

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 江名漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第三明神丸(主たる停泊港 江名)

九 呼出名称 だいさんみようじんまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 一、六二〇kc 一、九五五kc 二、四四〇kc 二、五四五kc 二、六五〇kc 二、七八五kc 水晶発振 終段抑制格子変調 三五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第三百六十号

第三栄久丸無線局の免許人は、昭和二十六年五月十四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七四三六号

二 免許人の氏名 大久保卯之吉

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 江名漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第三栄久丸(主たる停泊港 中の作)

九 呼出名称 だいさんえいきゆうまる

昭27.2.1.　第7518号

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三（二、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc）　水晶発振　終段抑制格子変調　一五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉**大蔵省告示第百八十五号**

当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第七條第一項の規定により、昭和二十七年政府第二回宝くじ及び第二回短期宝くじの発売條件等を次のように定める。

昭和二十七年二月一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　昭和二十七年政府第二回宝くじ
　　同政府第二回短期宝くじ

二　受託銀行　日本勧業銀行

三　発売総額　昭和二十七年政府第二回宝くじ　一億五千万円
　　同政府第二回短期宝くじ　六千万円

四　証票金額　昭和二十七年政府第二回宝くじ　三十円、二十円の二種とし、各券一枚ずつの二枚をもつて一連とし、同組同番号を附する。
　　同政府第二回短期宝くじ　三十円

五　発売の通数及び組数　昭和二十七年政府第二回宝くじ　六百万通、六十組（各券共三百万通、三十組）
　　同政府第二回短期宝くじ　二百万通、二十組

六　発売期間　昭和二十七年政府第二回宝くじ　昭和二十七年二月九日から同月二十九日まで
　　同政府第二回短期宝くじ　昭和二十七年二月一日から同月十二日まで

七　抽せん日　昭和二十七年政府第二回宝くじ　昭和二十七年二月二十九日
　　同政府第二回短期宝くじ　昭和二十七年二月十二日

八　当せん金支拂開始日　昭和二十七年政府第二回宝くじ　昭和二十七年三月五日
　　同政府第二回短期宝くじ　昭和二十七年二月十六日

九　当せん奨金　発売総額に対し、それぞれ次のとおりとする。

㈠第二回宝くじ

各証票金額に応じて次のとおりとし、当せん番号は、二種の券につき共通とする。

等級	奨金 三十円券証票	奨金 二十円券証票	当せんの数 二種の券各々について	当せんの数 発売総数に対し
一等	一、二〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	五本	一〇本
二等	六〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	五	一〇
三等	六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六〇	一二〇
四等	六、〇〇〇	四、〇〇〇	一五〇	三〇〇
五等	六〇〇	四〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇
六等	一二〇	八〇	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
七等	六〇	四〇	六〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
八等	三〇	二〇	六〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
残念賞（一、二等組違い同番号）	三、〇〇〇	二、〇〇〇	二九〇	五八〇
計			六七七、〇一〇	一、三五四、〇二〇

㈡第二回短期宝くじ

等級	奨金	当せんの数
一等	一、〇〇〇、〇〇〇円	四本
二等	一〇〇、〇〇〇	二〇
三等	九〇、〇〇〇	一〇
四等	八〇、〇〇〇	一〇
五等	七〇、〇〇〇	一〇
六等	六〇、〇〇〇	一〇
七等	五〇、〇〇〇	一〇
八等	四〇、〇〇〇	一〇
九等	三〇、〇〇〇	一〇
十等	二〇、〇〇〇	一〇
十一等	一〇、〇〇〇	六〇
十二等	一、〇〇〇	六七六
十三等	一〇〇	六、〇〇〇
十四等	五〇	四〇、〇〇〇
十五等	二〇	六〇〇、〇〇〇
計		六四六、八四〇

十　備考

㈠受託銀行から直接購入した者又はその相続人その他一般承継人以外の者は、当せん奨金を受領できない。

㈡証票の転売はできない。

◉**大蔵省告示第百八十六号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、リオネル・ジエー・ニューザム（東京都千代田区丸の内二丁目十八番地）が有する左の財産に関する管理人　株式会社三和銀行（大阪府大阪市東区今橋三丁目二十一番地）を昭和二十七年一月三十一日に解任した。

昭和二十七年二月一日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量
大阪瓦斯株式会社株式（額面株式、券面額五十円）	一千三百九十五株

◉**大蔵省告示第百八十七号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、シエル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）が有する左の財産に関する管理人　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）を昭和二十七年二月一日に解任した。

昭和二十七年二月一日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	所在地
一　土地（宅地）	二百五十三坪	静岡県浜松市板屋町字新町裏道南五百十一番地
二　浜松油そう所（静岡県浜松市板屋町字新町裏道南五百十一番地）に属する財産で土地を除く一切のもの		

◉**大蔵省告示第百八十八号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、管理人　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）に対し、その管理する左の財産を昭和二十七年二月一日にシエル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に引き渡すことを命じた。

昭和二十七年二月一日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	所在地
一　土地（宅地）	二百五十三坪	静岡県浜松市板屋町字新町裏道南五百十一番地
二　浜松油そう所（静岡県浜松市板屋町字新町裏道南五百十一番地）に属する財産で土地を除く一切のもの		

◉**大蔵省告示第百八十九号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十七年二月一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　返還請求権者の名称及び事務所
　　ロバート合名会社　兵庫県神戸市生田区浪花町六十五番地

二　政府所有の電話施設として提供される電話設備の設置場所
　　兵庫県神戸市垂水区塩屋町字西の田百六十七番の一　ロバート合名会社社宅内

三　返還期日
　　昭和二十七年二月十日

四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数
　　一口

五　返還要求に係る電話加入権の現在における状態
　　垂水局　二四八〇番　兵庫県神戸市垂水区塩屋町字西の田百六十七番の一　池田延太郎

◉**大蔵省告示第百九十号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第四号の規定により、静岡県購売農業協同組合連合会（静岡県静岡市御幸町二番の八）に対し、その所有する左の財産について、昭和十七年一月十六日においてシエル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）との間に存していた賃貸借契約を内容とする契約を昭和二十七年二月一日にシエル石油株式会社と締結し、且つ、同日において同社に当該財産を引き渡すことを命じた。

昭和二十七年二月一日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	所在地
土地（宅地）	八十三坪七勺の内二十坪	静岡県浜松市板屋町五百番の二

◉**農林省告示第三十七号**

森林火災国営保険法施行令（昭和十二年勅令第五百五十四号）第二條第二項の規定により、保険料率及び保険金額の標準（昭和二十五年農林省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月一日から実施する。

昭和二十七年二月一日　農林大臣　広川　弘禪

一、森林火災国営保険法施行令第二條第二項の規定による保険料率

等地	保険料率
一等地（山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県）	保険金額千円につき一年　七円
二等地（秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県、鹿児島県）	同八円
三等地（青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）	同九円
四等地　北海道	同九円五十銭

◉**農林省告示第三十八号**

森林火災国営保険法施行規則（昭和十二年農林省令第四十四号）第十四條の規定により、保険料割引計算率を次のように定め、昭和二十七年四月一日から実施する。

森林火災国営保険法施行規則ニ依ル保険料ノ割引計算率（昭和十二年農林省告示第三百二十四号）は、廃止する。

昭和二十七年二月一日　農林大臣　広川　弘禪

保険料割引計算率	
二回目	年三分五厘
三回目及び四回目	年四分五厘
五回目及び六回目	年五分
七回目以後	年五分五厘

◉**農林省告示第三十九号**

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三十條の二の規定に基き、買収又は使用予定地域を次のように指定した。

昭和二十七年二月一日　農林大臣　広川　弘禪

当該地域の名称	所在及び区域	指定年月日	指定期間	備考
鳥取県				
手間村	西伯郡手間村大字田住字越城原全部	昭和二六、一二、二〇	一箇年	約二〇町
幡郷村	西伯郡幡郷村大字坂長字越城原全部	〃	〃	〃一〇町
賀野村	西伯郡賀野村大字萩原字越城原全部	〃	〃	〃二〇町
	同大字朝金字柳谷全部、同大字鶴田字御墓原ノ一、二	〃	〃	〃四〇町

◉**通商産業省告示第十七号**

工業標準化法施行規則（昭和二十四年総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号）第六十四條、第六十四條の二第二項および第六十五條第二項の規定により、次のように指定商品を公表し、その指定商品の表示許可申請書および表示の様式等を定める。

昭和二十七年二月一日　通商産業大臣　高橋龍太郎

指定品目	表示 方法	表示 内容
丁（鋼製普通丁番・鋼製自由丁番に限る。）	包装ごと	日本工業規格番号 日本工業規格による種類 製造年 製造業者（許可公示に工場名があれば工場名も）名（または略号）
	製品ごと 刻印	（D—3mm以上）
炭酸マグネシウム	容器ごと	（日本工業規格番号） （日本工業規格による種類） ㊞ （許可番号） （製造年） 月 （製造業者名（または略号））
	証紙をはる。	（D—10mm以上） （D—30mm, A—60mm, B—40mm, A/B 3/2 以上）
さらし粉	容器ごと 封かん紙をはる。（大きさは自由）	（日本工業規格番号） ㊞ （許可番号） （製造業者名（または略号））
		（D—10mm以上）
リベット（3～8mm。丸リベット・小形丸リベット・さらリベット（1～8mm・薄平リベットに限る。）	下のどちらか 製品ごと 刻印（または浮き出し）	（D—3mm以上）
	容器ごと 封かん紙をはる。（大きさは自由）	（日本工業規格番号） ㊞ （許可番号） （製造業者名（または略号））
		（D—10mm以上）
ばね座金	下のどちらか 製品ごとない印	（D—2mm以上）
	容器ごと 封かん紙をはる。（大きさは自由）	（日本工業規格番号） ㊞ （許可番号） （製造年） 月 （製造業者名（または略号））
		（D—10mm以上）
リングスピンドル	製品ごと 刻印	製造業者名（または略号）
		（D—3mm以上）

塩酸	容器（タンク車を除く。）ごと	証紙をはる。
	タンク車	木札をつけ下のいずれかのせる。ごと
		（日本工業規格番号） ㊞ （許可番号） （製造年） （製造業者名（または略号））
		（D—30mm以上 証紙または木札の大きさは自由）
セルロイド容器および文房具類（石けん入・裁縫箱・湯おけ・筆箱・複写版に限る。）	製品ごと	許可番号 製造業者名（または略号）
	浮き出し（または証紙をはる。）	（D—5mm以上）
定規（セルロイド製に限る。）類	製品ごと	日本工業規格による等級 許可番号 製造業者名（または略号）
	浮き出し（または証紙をはる。）	（D—5mm以上）
リング内装ごと	証紙をはる。	（日本工業規格番号） ㊞ （許可番号） （製造業者名） （D—15mm, A—30mm, B—50mm）
噴霧器（人力用に限る。）	製品ごと	日本工業規格番号 日本工業規格による種類 許可番号 製造業者名（または略号）
	書く。（または銘板をつける。）	（D—15mm以上）
ワニスクロス類（ワニスクロステープ・ワニスバイアステープ・ワニスシルクテープ・ワニスシルクステープ・ワニスベーパに限る。）	包装ごと（テープ類は10巻その他は1巻ごとに）書く。	日本工業規格番号 許可番号 製造業者名（または略号）
		（D—10mm以上）

これらの品目に関する表示許可申請書の様式等は昭和二十六年十一月通商産業省告示第二百八十号の様式等と同じ。

◉通商産業省告示第十八号

昭和二十五年三月通商産業省告示第三十九号（鉱工業品の品目指定の公表に関する件）および昭和二十六年三月通商産業省告示第七十三号（ころ軸受等の表示様式に関する件）中「ころ軸受（円すいころ軸受に限る。）」を「ころ、およびころ軸受（円すいころ軸受・円筒ころ軸受に限る。）」に改める。

昭和二十七年二月一日

通商産業大臣 高橋龍太郎

第7518号

◉通商産業省告示第十九号

明治四十四年勅令第二百九十六号（電気計器の公差、検定および検定手数料に関する件）第三條の規定により、電気計器の型式を次のように承認した。

昭和二十七年二月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

型式番号	名称	型名および型の記号	製造者名	使用回路の種類	定路の標準値 電圧（V）	電流（A）	周波数（～）	時限（分）
第177号	需用電力計	熱型 TY型	三菱電機株式会社	単相交流三線式	100	5	50	15
				三相交流三線式	110	10	60	
					200	20		
						30		

◉通商産業省告示第二十号

明治四十四年勅令第二百九十六号（電気計器の公差、検定および検定手数料に関する件）第三條の規定により、電気計器の型式を次のように承認した。

昭和二十七年二月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

型式番号	名称	型名および型の記号	製造者名	使用回路の種類	定格の標準値 電圧（V）	電流（A）	周波数（～）	変更事項	備考
第139号	積算電力計	誘導型 MAr型 MCr型	三菱電機株式会社	交流単相二線式	100	5	50	逆回転防止装置を附した。	本変更事項は型式番号第139号の2、第139号の3、第142号の3および第142号の4にも適用する。その場合それぞれの型名の末尾にrを附するものとする。
					110	10	60		
					200	20			
第142号	〃	誘導型 MYr型	〃	単相交流三線式	100	50	50	〃	
				三相交流三線式	110	100	60		
					200				
第168号の2	〃	誘導型 T—2G型	神鋼電機株式会社	単相交流二線式	100	5	50	制御磁石の形状を変更した。	
					110	10	60		
					200	20			
						30			

◉運輸省告示第二十二号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年二月一日

運輸大臣　村上　義一

天龍貨物自動車株式会社の一般区域貨物自動車運送事業の事業停止について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第二百十九号

昭和二十六年十二月十日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

天龍貨物自動車株式会社の一般区域貨物自動車運送事業の事業停止について

昭和二十六年十一月二十九日自旅第一五七七号をもつて諮問にかかる天龍貨物自動車株式会社の一般区域貨物自動車運送事業の事業停止については、十二月五日当審議会会議室で聴問会を開催し慎重審議した結果次のように答申する。

主文

天龍貨物自動車株式会社に対し、二箇月間の一般区域貨物自動車運送事業の事業の停止を命ずることは適当であると認める。

理由

天龍貨物自動車株式会社は発起人代表松島薫において、資本金四百九十万円をもつて、飯田市に主たる事務所を、飯田市及び和田村に営業所を置き、使用車両二十三両（内普通車十九両、小型車四両）の事業計画で昭和二十六年三月三日付一般貸切貨物自動車運送事業経営の免許をうけ、同年六月二十日資本金三百万円をもつて設立登記を完了したものである。ついで七月二日使用車両十三両（内普通車十一両、小型車二両）で運輸を開始した。

その後三回にわたつて自動車八両（内普通車七両、小型車一両）を分割して登録している。然しこれら二十一両の車両中には、その名義を他人に利用させている疑があつて、長野陸運事務所は再三にわたつて警告を発したところ、九月三日から十月十八日までの間に十二両を廃車した。

運輸開始後業務運営の態勢が整わず、本社及び営業所の施設が整備されないので、これが完備方について長野陸運事務所はしばしば警告を発した。

九月十七日長野陸運事務所は、本社の業務の検査を行つたところ、

(イ) 業務運営上の責任態勢が不明確であつた。

(ロ) 本社及び営業所の施設が整備されておらない。

(ハ) 法令に基く各種帳簿類が整備されておらない。

(ニ) 使用車両はわずか十四両（普通車十一両、小型車三両）であつた。

更に十月三日長野陸運事務所が、本社及び和田営業所について業務の検査を行つたが前回の検査当時と何等改善された点はなかつた。

十一月六日新潟陸運局は当会社について業務の検査を行つた。この検査において(イ)使用車両は十一両（内普通車八両、小型車三両）であつた。(ロ)営業の実態は依然不明確であつて、運輸開始後相当の日時を経たにもかかわらず、これらの実績を証明する資料がなかつた。(ハ)法令に基く各種帳簿類は一応の準備がされているが、これらの内容は整理不充分であつた。

右の事実は当会社設立発起人による免許申請書、新潟陸運局の調査報告書及び当審議会において十二月五日新潟陸運局並びに長野陸運事務所の係官と当会社の役員を聴問した結果これを認定した。よつて道路運送法第四十三條第一号の規定に基き処分するを適当と認め主文のとおり答申する。

◉運輸省告示第二十三号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年二月一日

運輸大臣　村上　義一

京浜急行電鉄株式会社所属塩浜、桜本間軌道を川崎市に譲渡について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第二百三十九号

昭和二十六年十二月十五日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

京浜急行電鉄株式会社所属塩浜、桜本間軌道を川崎市に譲渡について

昭和二十六年十二月七日付鉄監第一五八二号をもつて諮問の京浜急行電鉄株式会社所属塩浜、桜本間軌道を川崎市に譲渡については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

京浜急行電鉄株式会社所属塩浜、桜本間軌道を川崎市に譲渡については許可することが適当である。

理由

この申請線は、川崎市が港湾施設の一環として奨港引込線を敷設するに当つて、港湾貨物の漸増に備えこれを京浜急行電鉄株式会社から譲り受けようとするもので、輸送の便益を増進するため極めて有用な計画と認められる。

◉運輸省告示第二十四号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第十條第一項の規定により、指定番号九及び三九の指定自動車の製作者から、次の通りその住所を変更した旨届出があつた。

昭和二十七年二月一日

運輸大臣　村上　義一

届出者　新愛知起業株式会社

旧住所　名古屋市東区東新町七番地の二

新住所　名古屋市熱田区一番町六丁目一番地

◉運輸省告示第二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五條第一項の規定により、昭和二十七年一月二十五日、次の自動車をその型式について指定した。

昭和二十七年二月一日

運輸大臣　村上　義一

指定番号	車名及び型式	製作者の氏名又は名称	製作者の住所
七〇	アサヒ号DC型	株式会社宮田製作所	東京都大田区東六郷二の一
七一	メグロジュニア号J二型	株式会社目黒製作所	東京都品川区大崎本町三の五七五
七二	マツダ号CTL型三輪自動車	東洋工業株式会社	広島県安芸郡府中町字新地六〇四七
七三	ヂヤイアント号三輪自動車AA—六型	新愛知起業株式会社	名古屋市熱田区一番町六の一
七四	ヂヤイアント号三輪自動車AA—七型	〃	〃

◉電気通信省告示第三十二号

昭和二十六年十月電気通信省告示第二百十二号（国際電報及び国際無線電報の取扱について外国の主管庁の定める制限）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月一日

電気通信大臣　佐藤　栄作

AMERICA（アメリカ地方）の West Indies（西インド）の部、Cuba（キユバ国）の項中第一号を次のように改める。

1　電報は次の地域にあてるものを除いて発信人の危険負担において取り扱う。

Banes（バネス）、Camaguey（カマグエイ）、Cardenas（カーデナス）、Cienfuegos（シアンフエゴス）、Havana（ハヴアナ）、Nuevitas（ヌーヴイタス）及び Santiago de Cuba（サンテイアゴ・ド・キユバ）

AFRICA（アフリカ地方）の部 Libya（リビア）の項中 Cyrenaica（シレナイカ）を次のように改める。

Cyrenaica（シレナイカ）

電報は次の地域にあてるものを除いて発信人の危険負担において、Benghazi（ベンガジ）から無料で郵送する。

Benghazi（ベンガジ）、Derna（デルナ）及び Tobruk（トブルク）

叙任及び辞令

○内閣

国務大臣秘書官　不破　直三

二号俸を給する（一月一日）

外務事務官　寺岡　洪平

外国仲裁判断の執行に関する條約に署名する全権委員を命ずる（一月三十日）

○公正取引委員会

総理府事務官　天野　清房

願に依り本官を免ずる（一月三十一日）

○法務府

鹿児島地方法務局知覧支局長法務府事務官　宮田　茂春

鹿児島地方法務局人権擁護課長を命ずる

鹿児島地方法務局大口出張所長法務府事務官　亀山　良夫

鹿児島地方法務局知覧支局長を命ずる（以上一月三十一日）

○海上保安庁

◉昭和二十六年十二月七日

海上保安官　井上　弘

一等海上保安正に叙する

◉昭和二十七年一月一日

海上保安官　石井　善夫

同　平田　信男

同　榎本内蔵壽

同　秋葉　三郎

（各通）

二等海上保安監に叙する

海上保安官　鈴木　敬信

文部省に出向を命ずる（一月一日）

同　平松　頼夫

第五管区海上保安本部燈台部工務課長事務取扱を免ずる

第五管区海上保安本部燈台部監理課長事務取扱を命ずる

同　松枝　五郎

航路啓開本部掃海課長を命ずる

同　島田喜興三

航路啓開本部啓開課長を命ずる（以上一月十六日）

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第26号

連絡運輸規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第109号）の一部を次のように改正し、昭和27年2月10日から施行する。

昭和27年2月1日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年2月1日鉄道公報参照）

法務府公告

○押収物還付公告

長野区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第一六〇号（松尾ヒデ外一名臨時物資需給調整法違反事件）

一、木箱　四個

二、換価金　四千三十二円

○同押第四七七号（小林二郎吉窃盗事件）

一、セメント空袋　十二枚

二、古釘　百三十匁

○昭和二十五年押第五一三号（趙観衍洒税法違反事件）

一、換価金　二百七十五円二十銭

二、四斗桶　一

三、四斗桶　一

四、蒸餾器　一

五、冷却器　一

六、馬首　一

七、蒸餾用釜　一

八、一斗蒸　一

九、ざる　一

一〇、漏斗　一

一一、せいろ　一

一二、せいろ　一

一三、釜　一

一四、四斗桶　一

一五、四斗桶　一

○昭和十八年乙押第二四号（小山幸雄窃盗事件）

一、メリヤスズボン　一

二、腹巻　一

三、タオル　一

○同乙押第一六号（吉川清生同）

一、靴　一足

二、手帳　四

三、湯道具袋　一

○同乙押第一五号（荒川賢一同）

一、認印　一

二、トランク　一

三、手紙　一

四、電報　一

五、腕時計　一

六、靴下　二足

七、浴衣　一

八、短靴　一足

○昭和十九年乙押第五号（根本清同）

一、短靴　一足

○昭和二十六年押庁外第一七号（北村音之進漂流物横領事件）

一、松木材　二本

東京高等検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十五年証第一七一号（斎藤孝司強盗事件）

一、肉切庖丁　一

二、コゲ茶色ジャンパー　一

三、煙草ケース　一

四、ライター　一

五、白木綿靴下　一

○昭和二十六年証第一三二号（中西昶窃盗等事件）

一、赤皮製チャック付財布　一

二、黒皮製二ツ折財布　一

三、同（三寸五分位）　一

四、茶色製二ツ折財布　一

五、薄茶色セルロイド製煙草ケース　一

六、同（金属製）　一

七、茶革製チャック付手提鞄　一

八、アルマイト弁当箱　一

九、右同　一

十、バッカー万年筆　一

十一、茶革製二ツ折財布　一

十二、茶革製二ツ折財布　一

十三、黒同　一

十四、煙草ケース　一

十五、ライター　一

十六、茶革二ツ折定期入財布　一

十七、焦茶革製二ツ折財布　一

十八、黒同　一

十九、煙草ケース　一

二十、茶トカゲ革煙草ケース　一

二十一、茶革二ツ折定期入財布　一

二十二、黒革差込式手帖　一

二十三、ライター　一

二十四、煙草ケース　一

二十五、ライター　一

二十六、手提鞄蓋一部　一

二十七、弁当箱（お菜入附）　一

二十八、茶革二ツ折財布　一

二十九、鰐革蓋口　一

三十、エボナイト万年筆　一

三十一、イ　万年筆　一

ロ　ライター　二

三十二、茶革二ツ折財布　一

三十三、黒同　一

三十四、薄茶麻革財布　一

三十五、英語辞典　一

三十六、黒革財布　一

三十七、手帖　一

三十八、赤革二ツ折財布　一

三十九、一、万年筆　一

二、印鑑（サック入）　一

四十、印鑑入革製　一

四十一、革製同　一

四十二、万年筆（エボナイトキャップなし）　一

尼崎区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第八九号（内田正治食糧管理法違反事件）

一、換価金　二百五十七円四十銭

○同押第七八五号（山川信夫窃盗事件）

一、短靴（黒皮製）　一足

二、中折帽子　二ヶ

三、赤皮製手提鞄　一ヶ

○昭和二十五年押第一六一六号（石関寛二地代家賃統制令違反事件）

一、契約書　一枚

○昭和二十六年押第五八一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　三千七百四十四円

昭27.2.1. 第7518号

○同押第七〇九号（栗木春夫覚醒剤取締法違反事件）
一、注射器一本
二、手紙一枚
三、メモ一枚
○同押第五二八号（金時栄食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千八百三十円
○同押第六四号（橋本よね同）
一、同　三百十七円
○同押第一三〇二号（鎌田耕至同）
一、立会封金　一千円
○同押第九四四号（川田研太郎同）
一、同　二千四百四十円
○同押第九四六号（須川万正一同）
一、自転車　一台
○昭和二十六年押第三号（馬東日同）
一、被覆電線　三貫
○同押第二五九号（松本義信同）
一、ドライバー　一本
二、青色二ツ折財布　一ケ
三、立会封金
○昭和二十五年押第一六二八号（中島一、小連同）
一、ゴムホース　一巻
○同押第七三一号（阿座間太郎同）
一、鉄棒　一本
○同押第一六二一号（蛭真禄同）
一、風呂敷　二枚
二、手拭　一枚
○同押第六五号（吉村勇食糧管理法違反事件）
一、換価金　三百二十八円八十銭
○昭和二十六年押第三三一号（山本清子同）
一、同　九百八十四円
二、同　一千五百七十六円
○同押第六一九号（藤岡明同）
一、同　三千六十四円
○同押第六二二号（鈴木てる同）
一、同　九百八十四円
○昭和二十四年押第三八号（中戸川康雄窃盗事件）
一、バンド　一本
○同押第九一号（安野将司同）
一、から傘　一本
二、女物下駄　一足
三、ワイシャツ　一枚
四、毛シャツ・ズボン　一着

平塚区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第三八号（中戸川康雄窃盗事件）
一、古駒下駄　一足
二、麻縄　四尺位
三、風呂敷　一枚
○同押第二四号（浜野保外一名同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四三号（不詳同）
一、ハンマー　一個
○同押第二四四号（同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四五号（同）
一、ハンマー　一個
○同押第二四六号（同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四七号（小池由夫同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四八号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二五七号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二六〇号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二六一号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二六二号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二七号（小池由夫同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四号（浜野保外一名同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四三号（不詳同）
一、ハンマー　一個
○同押第二四四号（同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四五号（同）
一、ハンマー　一個
○同押第二四六号（同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四七号（小池由夫同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四八号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二五七号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二六〇号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二六一号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二六二号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同区領第二四二号（金嗣津酒税法違反事件）
一、同　一千六百十円
○同区領第二四三号（同）
一、同　千二百円
○同区領第二四四号（同）
一、同　千六百十円
○昭和二十六年区領第七号（安部勇吉窃盗事件）
一、万年筆　一本
二、国防色雨外被　一枚
三、半長靴　一足
○同区領第一九号（高橋光食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百三十九円八十三銭
二、同　四百九円八十三銭
○同区領第二一号（須藤キヨ同）
一、同　千十二円
○同区領第五一号（不詳酒税法違反事件）
一、同　一百円

山形地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年地領第二二七号（川村孫吉ボストンバッグ事件）
一、ボストンバッグ　一個
○同地領外二七号（神鏑晃酒税法違反事件）
一、石鹸箱（石鹸一個在中）　一個
二、風呂敷　一枚
三、釜　一個
四、釜台　一個
五、炭素　若干
六、漏斗　一個
七、バケツ　一個
八、一斗缶　一個
九、同右　一個
一〇、四斗三升桶　一個
一一、三斗五升桶　一個
一二、三斗八升桶　一個

○同区領第二四二号（金嗣津酒税法違反事件）
一、同　一千六百十円
○同区領第二四三号（不詳同）
一、同　千二百円
○同区領第二四四号（同）
一、同　千六百十円
○昭和二十六年区領第七号（安部勇吉窃盗事件）
一、万年筆　一本
二、国防色雨外被　一枚
三、半長靴　一足
○同区領第一九号（高橋光食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百三十九円八十三銭
二、同　四百九円八十三銭
○同区領第二一号（須藤キヨ同）
一、同　千十二円
○同区領第五一号（不詳酒税法違反事件）
一、同　一百円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年地領第二二七号（川村孫吉ボストンバッグ事件）
一、ボストンバッグ　一個
○同地領外二七号（神鏑晃酒税法違反事件）
一、石鹸箱（石鹸一個在中）　一個
二、風呂敷　一枚
三、釜　一個
四、釜台　一個
五、炭素　若干
六、漏斗　一個
七、バケツ　一個
八、一斗缶　一個
九、同右　一個
一〇、四斗三升桶　一個
一一、三斗五升桶　一個
一二、三斗八升桶　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年区領第九号（吉田正市食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千六十三円九十銭
二、同　六百九十五円五十銭
三、同　一千三百七十五円九十銭
○同区領第一九七号（田那部勇窃盗事件）
一、現金　二百十六円

津地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年区領第六六三号（丸山一郎酒税法違反事件）
一、換価金　五百九十八円
○同区領第六六〇号（林仙吉同）
一、蒸溜機　一個
二、蒸溜機　一個
三、冷却機　一個
四、連結管　一個
五、銅製二斗缶　一
六、同　一
七、同　一斗缶　一
八、同　一
九、同　一斗甕　一
一〇、同　一斗吐　一
一一、同　一升壜　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年区領第六三号（丸山一郎酒税法違反事件）
一、換価金　五百九十八円
○同区領第六六〇号（林仙吉同）
一、蒸溜機　一個
二、蒸溜機　一個
三、冷却機　一個
四、連結管　一個
五、銅製二斗缶　一
六、同　一
七、同　一斗缶　一
八、同　一
九、同　一斗甕　一
一〇、同　一斗吐　一
一一、同　一升壜　一

○同押第二二七号（小池由夫同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四号（浜野保外一名同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四三号（不詳同）
一、ハンマー　一個
○同押第二四四号（同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四五号（同）
一、ハンマー　一個
○同押第二四六号（同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四七号（小池由夫同）
一、ドライバー　一本
二、ペンチ　一丁
○同押第二四八号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二五七号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二六〇号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二六一号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚
○同押第二六二号（氏名不詳臨時物資回収業者）
一、風呂敷　一枚

○昭和二十五年区領第一号（小関幸太郎同）
一、木綿縞模様モンペ　一枚
二、メモ　一枚
○同区領第四九号（山田広一食糧管理法違反事件）
一、換価金　三百十九円十銭
○同区領第一一二号（金在天酒税法違反事件）
一、同　一千八百三十円
○同区領第一一四号（李東周同）
一、同　二百五十円
○同区領第一一五号（朴平吉同）
一、同　三百十七円
○同区領第一一七号（斎藤秀雄窃盗事件）
一、人絹風呂敷　一枚
二、手拭　一枚
三、同　一枚
四、同　一枚
五、同　一枚
六、同　一枚
七、同　一枚
八、タオル　一枚
九、同　一枚
一〇、同　一枚
一一、手拭　一枚
一二、同　一枚
一三、セルのスカート　一枚
一四、子供の洋服上衣　一枚
一五、子供木綿上衣　一枚
一六、縞の上張り　一枚
一七、木綿カッポー着　一枚
一八、黒色仕事着　一枚
一九、人絹カッポー着　一枚
二〇、子供毛糸シャツ　一枚
二一、スエーター　一枚
二二、銘仙袖なし　一枚
二三、黒色カッポー前掛　一枚
二四、人絹水玉模様生地　一ヤール半
二五、布団襟掛け　一枚
二六、サラサ模様風呂敷　一枚
二七、子供の肌着　一枚
二八、海水用子供パンツ　一枚
二九、子供用腰巻　一枚
三〇、子供用ズロース　一枚
三一、花瓶　二個
三二、布団の掛皮　一枚
三三、黒木綿スカート　一枚
○同区領第一八五号（手塚竹夫食糧管理法違反事件）
一、換価金　八百六十二円九十七銭
二、同　六百円
○同区領第二〇八号（村上正四郎同）
一、同　一千六百三十三円

○同区領第二四二号（金嗣津酒税法違反事件）
一、同　一千六百十円
○同区領第二四三号（不詳同）
一、同　千二百円
○同区領第二四四号（同）
一、同　千六百十円
○昭和二十六年区領第七号（安部勇吉窃盗事件）
一、万年筆　一本
二、国防色雨外被　一枚
三、半長靴　一足
○同区領第一九号（高橋光食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百三十九円八十三銭
二、同　四百九円八十三銭
○同区領第二一号（須藤キヨ同）
一、同　千十二円
○同区領第五一号（不詳酒税法違反事件）
一、同　一百円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年地領第二二七号（川村孫吉ボストンバッグ事件）
一、ボストンバッグ　一個
○同地領外二七号（神鏑晃酒税法違反事件）
一、石鹸箱（石鹸一個在中）　一個
二、風呂敷　一枚
三、釜　一個
四、釜台　一個
五、炭素　若干
六、漏斗　一個
七、バケツ　一個
八、一斗缶　一個
九、同右　一個
一〇、四斗三升桶　一個
一一、三斗五升桶　一個
一二、三斗八升桶　一個

山形地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年区領第七号（安部勇吉窃盗事件）
一、万年筆　一本
二、国防色雨外被　一枚
三、半長靴　一足
○同区領第一九号（高橋光食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百三十九円八十三銭
二、同　四百九円八十三銭
○同区領第二一号（須藤キヨ同）
一、同　千十二円
○同区領第五一号（不詳酒税法違反事件）
一、同　一百円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年区領第六六三号（丸山一郎酒税法違反事件）
一、樽　一ケ
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
四、同区領第四七一号（被疑者不明食糧管理法違反事件）
一、紙袋　六ケ
二、紙箱　六ケ
三、風呂敷　二枚
四、布袋　五枚
五、竹籠　四ケ
六、同区領第五三号（同）
一、米　換価金　千五百九十円
二、白木綿風呂敷　二枚
○同区領第六四号（同）
一、米　換価金　千九百八十八円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同区領第六四五号（同）
一、米　換価金　二千六十三円九十銭
二、同　六百九十五円五十銭
三、同　一千三百七十五円九十銭
○同区領第一九七号（田那部勇窃盗事件）
一、現金　二百十六円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年区領第六六三号（丸山一郎酒税法違反事件）
一、換価金　五百九十八円
○同区領第六六〇号（林仙吉同）
一、蒸溜機　一個
二、蒸溜機　一個
三、冷却機　一個
四、連結管　一個
五、銅製二斗缶　一
六、同　一
七、同　一斗缶　一
八、同　一
九、同　一斗甕　一
一〇、同　一斗吐　一
一一、同　一升壜　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年区領第六三号（丸山一郎酒税法違反事件）
一、樽　一ケ
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
四、同区領第四七一号（被疑者不明食糧管理法違反事件）
一、紙袋　六ケ
二、紙箱　六ケ
三、風呂敷　二枚
四、布袋　五枚
五、竹籠　四ケ
六、同区領第五三号（同）
一、米　換価金　千五百九十円
二、白木綿風呂敷　二枚
○同区領第六四号（同）
一、米　換価金　千九百八十八円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同区領第六四五号（同）
一、米　換価金　二千六十三円九十銭
二、同　六百九十五円五十銭
三、同　一千三百七十五円九十銭
○同区領第一九七号（田那部勇窃盗事件）
一、現金　二百十六円

昭27.2.1. 第7518号

○同押第一八五〇七号（同）
一、同 二百九十八円
○同押第一八五〇八号（同）
一、同 三百五十三円
○同押第一八五〇九号（同）
一、同 三百九十九円
○同押第一八五一〇号（同）
一、同 六百三十七円
○同押第一八五一一号（同）
一、同 六百二十七円

○工場財団

東京都中央区日本橋室町三丁目一番地十小西六写真工業株式会社から同会社所有の東京都南多摩郡日野町大字日野字富士塚六千八百三十八番地所在の同会社日野工場に属する機械器具に対し新たに財団に属すべきものとして工場財団目録の追加変更登記の申請があつたから右財団に属する動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年二月一日
東京法務局中野出張所

農林省公告

○公聴会公告

昭和二十七年二月一日
農林大臣 広川 弘禪

狩猟法第八條ノ二の規定にもとづき鳥獣保護区を設定いたしたいので、公聴会を左記要領により開き多数の方々の御意見を伺いたいと思います。

一 高尾山を中心とする鳥獣保護区設定について
(一)日時 昭和二十七年二月二十八日 午前十時
(二)場所 東京都南多摩郡浅川町役場
(三)保護区設定予定地
東京都南多摩郡浅川町一円、同郡恩方村の内東西に通ずる都道八王子、恩方線以南の地域並びに元八王子村にあつては、都道浅川、五日線以西の地域、横山村にあつては都道浅川、福生線及び浅川、溝線以西の地域。

二 雲仙岳を中心とする鳥獣保護区設定について
(一)日時 昭和二十七年二月二十一日 午前十時
(二)場所 長崎県南高来郡小浜町雲仙雲仙国立公園記念館
(三)保護区設定予定地
(イ)長崎県南高来郡小浜町、千々石町、三会村、深江村、有家町及び西有家町並びに島原市所在温泉岳国有林野のうち、九林班、三〇林班、三五林班、三七林班、四〇林班、四一林班、四二林班、四三林班（い、に、ほ、り各小班を除く）、四四林班（い、チ、チ1、チ2、チ3各小班を除く）、四五林班、四六林班、四七林班、四八林班、五八林班、六三林班の地域並びにこれらの国有林野に楔入又は囲まれた民有地
(ロ)同県同郡小浜町稚子落滝から同町石割山に至る小浜町、千々石町々境線以東の公有地及び民有地であつて、国有林野三〇、三五、四〇、四一、六三各林班に囲まれた地域
(ハ)同郡小浜町及び西有家町所在民有地であつて、小浜町一切経滝の上流及び下流、小浜、西有家町境線、宝原南側小径（小地獄、有家道）を連絡する線以東、小浜有家町境線、有家西有家町境線以西の国有林野三五、三七、六三各林班に接する地域

備考 右についての問合せは、東京都千代田区霞ケ関二ノ二農林省林野庁狐政調査課又は東京都林務課（二については長崎県林務課）まで

通商産業省公告

○計量法関係公聴会の開催について

計量法第二百十六條の規定により、左記の要領で公聴会を開催しますから、意見のある方は、お申し出で下さい。

記

一 日時 昭和二十七年二月二十一日 午前九時から午後五時まで
二 場所 東京都千代田区三年町一番地 尚友倶楽部内
三 案件
1 計量法第十九條の製造事業の許可基準
2 同法第三十八條の修理事業の許可基準
3 同法第八十九條の検定の合格條件
4 同法第百三十五條の検査の合格條件
5 同法第百七十七條の事業場の指定の基準
四 申出の方法 東京都千代田区霞ケ関三丁目通商産業省通商機械局農林民生機械課に、意見を述べようとする理由および意見の概要を記載した通商産業大臣あての文書をもつて申し出ること。（氏名、住所および職業を明記のこと。）
五 申出の期限 昭和二十七年二月十四日まで
六 出席者の選定通知 昭和二十七年二月十八日までに、出席者を選定し、通知する。

昭和二十七年二月一日
通商産業省

裁判所公告（●印は新料金）

○押收物還付公告

釧路家庭裁判所

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十五年領第一号（昭和二五年少第二一号窃盗保護事件）
一、チャック付洗面袋 一箇
二、現金 一四四円

○同領第七号（昭和二五年少第二五号食糧管理法違反保護事件）
一、現金 一、六二二円八〇銭

○昭和二十六年領第三四号（昭和二六年少第二九六号窃盗保護事件）
一、ゴム長靴 左片方

○同領第四五号（昭和二六年少第三七八号窃盗保護事件）
一、風呂敷 一枚
二、黒皮製二ツ折財布 一箇
三、女物チャック付洗面道具入 一箇
四、万年筆 一本
五、現金 一〇八円

○同領第四七号（昭和二六年少第四一〇・四一一・四一二号各窃盗保護事件）
一、リックサック 一箇
二、南京袋 一枚
三、風呂敷 一枚
四、白木綿袋 一枚

甲府家庭裁判所

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年押第二五〇号（昭和二六年少第一〇〇二号保護事件）
一、出刃庖丁 一振

○同押第三九九号（昭和二六年少第一六八一号保護事件）
一、黒皮製短靴 一足
二、吊秤 一箇
三、三針皮バンド付腕時計 一箇
四、パイロット万年筆 一本

○昭和二十七年押第二六号（昭和二五年少第六五三号保護事件）
一、万年筆 一本

福島家庭裁判所白河支部

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年押第五八号（昭和二六年（少）第四九二号窃盗保護事件）
一、白メリヤスシャツ 一枚

○除権判決

●昭和二十六年（ヘ）第五四号

東京都中央区京橋一丁目二番地七
申立人 ラサ工業株式会社
右代表取締役 米山 明一

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十月二十九日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十月二十九日右証券の無効を宣言した。

昭和二十六年十月二十九日
大阪簡易裁判所

（別紙） 目録

一 貨物引換書 一通
記号番号 証保八五五
荷送人住所氏名 古河市河崎利市商店
荷受人住所氏名 大阪市此花区高見町一丁目六十四番地、ラサ工業株式会社大阪工場
品名荷造箇数 亜麻仁粕叺二百十九叺
価格 金二十四万九百円也
証書作成年月日 昭和二十六年二月七日
証書作成者 日本通運株式会社古河支店

●昭和二十六年（ヘ）第五五号

奈良県山辺郡二階堂村指柳九二番地
申立人 堀内 隆博

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十月二十九日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十月二十九日右証券の無効を宣言した。

昭和二十六年十月二十九日
大阪簡易裁判所

（別紙） 目録

日新化学工業株式会社株式三百五十株
種類 (イ)百株券三枚(ロ)五十株券一枚
額面 (イ)各金五千円(ロ)金二千五百円
一株に付拂込額 金五十円也
記号番号及び最終株主 (イ)三新ろ三一八五（池田良恵）統ろ一五六三六二、一八二八七九（山岡善三郎）(ロ)統は一五六七〇（田代四郎）
最終所持人 堀内隆博

○復権許可

破産者 南雲 寅太

右者に対し当裁判所は昭和二十六年十二月二十五日左記の如く決定を為したところこの決定は確定したので公告する。

主文

南雲寅太の復権は之を許可する。

昭和二十七年一月二十八日
新潟地方裁判所高田支部

地方公共団体公告

第四回、第五回、第七回、第八回及び第九回公債償還番号公告

本県第四回、第五回、第七回、第八回及び第九回各公債は来る三月一日償還するので一月十八日抽せん執行の結果次のとおり当せんした。

昭和二十七年二月一日
茨城県

第四回公債
五千円券 （い）一〇、二九
一百円券 （は）五六、七〇、七六、八五、九九、一〇一、一〇七、一二四、一四〇

第五回公債
一千円券 （甲い）四四、七六、一二五、一四〇、一六七、一七一、一七四
五百円券 （甲ろ）一二、一三（乙ろ）一五、一九、二九、四九、五〇、六八、八二、八五、一三五、一三七、一四一
一百円券 （甲は）七八、一一〇（乙は）一七、三一、六一、七七、一一二、一二六、一四八、一五三、一九五、二一九、二四四、二七九、二八三、二八七、三〇〇、三〇五、三三五、三三九、三五七、三六四

第七回公債
五千円券 （い）二一
一千円券 （ろ）一一
一百円券 （は）九、一一、三〇、五三、五八、八九、一一四、一二七、一三三

第八回公債
一万円券 （い）一二、七一
五千円券 （ろ）二
一千円券 （は）四、一〇、一一、一八
一百円券 （ほ）二、五、三五

第九回公債
二万円券 （い）三三
一万円券 （ろ）六
五千円券 （は）七
一千円券 （に）三一、三二、三三、三四
一百円券 （ほ）四〇、四一、四二、四三

日本放送協会公告

○第八回放送債券発行

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第四十二條に基いて次の要領により第八回放送債券を発行します。

昭和二十七年一月二十九日

発行額	金一億円
各債権の金額	五千円、一万円、十万円
利率	年八分五厘
発行価額	額面百円に付九十八円五十銭
期限及び償還方法	五年、一年据置きその後毎半年各利拂期日に額面二百万円以上償還
利拂期日	二月、八月各二十五日
申込期日	昭和二十七年二月二十日
拂込期日	昭和二十七年二月二十五日
担保	この放送債券の債権者は協会の財産について他の債権者に先だち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
募集受託会社	株式会社日本勧業銀行（代表） 株式会社第一銀行
引受会社	山一証券株式会社（代表） 日興証券株式会社 野村証券株式会社 大和証券株式会社 日本勧業証券株式会社 玉塚証券株式会社 山叶証券株式会社 角丸証券株式会社 大阪商事株式会社
登録機関	株式会社日本勧業銀行
応募者利廻	年八分九厘三毛（日歩二銭四厘四毛）
元利金支拂場所	株式会社日本勧業銀行本店及び各支店 株式会社第一銀行本店並びに横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、下関、福岡、宇郡宮、仙台及び札幌の各支店 株式会社日本興業銀行本店及び大阪支店
	株式会社帝国銀行本店並びに日比谷、大阪の各支店 株式会社千代田銀行本店及び大阪支店 株式会社富士銀行本店及び新橋、大阪の各支店 株式会社大阪銀行本店及び東京支店 株式会社三和銀行本店及び東京支店 株式会社東京銀行本店及び大阪支店 株式会社大和銀行本店 株式会社東海銀行本店 株式会社北海道拓殖銀行本店並びに旭川、釧路、北見、室蘭及び岩見沢の各支店 株式会社広島銀行本店 株式会社七十七銀行本店 株式会社伊予合同銀行本店 株式会社北陸銀行本店 山一証券株式会社本店及び大阪支店 日興証券株式会社本店及び大阪支店 野村証券株式会社本店及び大阪支店 大和証券株式会社本店及び大阪支店 日本勧業証券株式会社本店及び大阪支店

会社その他の公告

債権申出公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月二十八日株主総会の決議により解散しましたので当会社に債権を有する方は昭和二十七年三月二十日までにその債権の申出相成りたく若し右期間内に申出がないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十二月二十日
横須賀市大津七二九番地
真彌商事株式会社
清算人 石渡 真彌

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十二月二十六日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十八日
東京都品川区大井立会町五六九番地
六和商事株式会社
清算人 鈴木 重信
清算事務所 千代田区神田東紺屋町四二番地

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十二月三十一日社員総会の決議により同日解散しましたから当会社に対して債権のある方は本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。この期間内に申出ないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十八日
富山県下新川郡魚津町大字真成寺町八番地
有限会社東城商店
清算人 東城 保吉

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年一月二十一日の株主総会の決議により同日を以て解散しました。当会社に対して債権を有する方はこの公告掲載の翌日より二箇月以内に申出られたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられます。

昭和二十七年一月二十二日
大阪府南河内郡藤井寺町字小山九一〇番地
株式会社川崎藤井寺製作所
代表清算人 熊井 松雄

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月二十六日株主総会決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し、右期間内に御申出なき時は清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十六日
大阪市西区九條中通二丁目六百十八番地（現在神戸市東灘区本山町田辺二三〇番地の五林文昭方）
北陸電工株式会社
清算人 林 文昭

解散公告（第二回）

当社は昭和二十五年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当社に対し債権を有する方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。右期間内に御申出ない時は清算から除斥されます。

昭和二十六年十二月二十八日
福島県伊達郡半田村大字南半田字六角四七
福島鉄鋼工業株式会社
清算人 関 真作

解散公告（第一回）

昭和二十六年六月八日株主総会の決議により当会社解散したるに付債権者は此の公告掲載の日より二箇月以内に債権申出をなされ度若し期間内に申出なきときは其の債権は清算より除外せらる可に付き公付します。

昭和二十七年一月二十九日
大阪市東区伏見町二丁目二十一番地の一
大成製薬株式会社
清算人 近藤 誠伍

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により昭和二十六年十二月三十一日解散致しました。当社に対して債権ある御方はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。もしこの期間に申出がなければ清算より除斥せられます。

昭和二十七年二月一日
西宮市今津出在家町十九
昭和穀粉工業株式会社
代表清算人 北 莊三郎

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月二十六日臨時株主総会の決議により解散致しましたから当会社に対し債権のある方は本公告掲載の日より二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出ない時は清算から除斥されます。

昭和二十七年一月二十九日
静岡市東町六十六番地
静岡貨物自動車株式会社
清算人 松浦 元男

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年一月二十日株主総会の決議により解散しましたから当会社に債権を有される方はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に其旨を申出で下さい若しこの期間内に御申出のないときは清算より除斥します。

昭和二十七年一月二十四日
高崎市本町五十一番地
群馬農産工業株式会社
清算人 海老原仙之助

第7518号

合併公告

昭和二十七年一月三十一日開催の左記両社の各株主総会に於て東海パルプ株式会社は白峰製紙株式会社を合併して其の権利義務の一切を承継して存続し、白峰製紙株式会社は合併に因り解散することが決議されましたから合併に異議ある債権者は公告の日より二箇月以内に其の旨申出で下さい。

昭和二十七年二月一日

静岡県島田市四三七九番地　東海パルプ株式会社

静岡県島田市四三七九番地　白峰製紙株式会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月十四日株主総会の決議で解散した、当会社に対する債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に申出られたい、申出でのない時は清算より除外する。

昭和二十七年一月二十三日

豊橋市中柴町字中柴二十二番地　株式会社中西電機工業所

代表清算人　中西　作男

同　八木　工

同　浦川　一男

同　中西　建一

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年一月二十二日株主総会の決議により解散しましたから債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に申出のないときは清算より除斥します。

昭和二十七年一月二十三日

静岡県庵原郡袖師町横砂二千二百九十七番地　東海造船株式会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十七年一月二十二日株主総会の決議により解散しましたから債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に申出のないときは清算より除斥します。

昭和二十七年一月二十二日

静岡市伝馬町五番地の二　日光漁業株式会社

解散公告（第二回）

当社は昭和二十六年十一月二十七日株主総会決議により解散しましたので当社に対し債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月三十一日

東京都中央区宝町二丁目一番地　清水建設株式会社内

一、清水産業株式会社

代表清算人　中村　貫之

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月二十九日の臨時株主総会の決議に於て解散致しましたから、債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に其の債権の御申出相成り度く、若し右期間内に御申出なきときは清算より除外致しますから此段公告します。

昭和二十七年一月十六日

下関市大和町六番地　下関遠洋底曳網漁業資材株式会社

代表清算人　副島　伊三

全都道府県監査委員協議会連合会編

監査実務必携

本書は昨年九月開催された全都道府県監査委員事務局職員の第二回実務講習会における速記録である。講師は何れも斯界の権威者であり、監査をする方々にとつても監査を受ける方々にとつても真に必携の書である。

A5判　二九三頁　定価二五〇円　〒四〇円

文部省内　教育行政研究会編

教育関係例規集

A5判　五二八頁　定価五〇〇円　〒三五円

終戦後の教育について文部省から出された通牒、解釈類を事項別に分類集大成したもので各学校、教育関係者の座右の書！

地方自治叢書

総理府事務官　松原善司　大森誠二　著　改訂　**地方議会の話**　B6二五九頁　価一五〇〒三〇

〃　元総理府事務官　大村襄治　後藤瑛　著　改訂　**地方自治と予算**　B二九四　価二〇〇

総理府事務官　地方財政委員会　柴田護　著　**地方自治と公営企業**　B6一六五頁　価一五〇〒三〇

府県税課長　秋田県人事課長　鈴木博　著　**地方自治と出納**　B6二六六頁　価一五〇〒二〇

総理府事務官　宮元義雄　大森誠二　著　**行政書士法の解説**　B6一一六頁　価九〇〒一〇

地方自治制度研究会編　地方財政委員会　細郷道一　著　**地方債の話**　B6三〇八頁　価二〇〇〒二五

監理課長　総理府事務官　後藤瑛

東京都千代田区神田神保町2の4　(株)港出版合作社　振替東京21582　電話九段(33)8846

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年一月二十五日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥します。

昭和二十七年二月一日

東京都文京区本郷三丁目一番地　株式会社漆原工業所

清算人　漆原　徳蔵

債権申出催告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月二十五日株主総会の決議に依り解散しましたから会社に対し債権を有せらるる向は此の公告の日から二箇月以内に御申出で下さい。期間内に申出なきときは清算から除斥します。

昭和二十六年十二月二十九日

広島県双三郡十日市町大字十日市七百三十一番地の一　中国産業株式会社

代表清算人　前田　万助

公告

来る三月十日を期限として当金庫総代の改選を行いまするから二月十一日より同選挙終了の日まで当金庫出資者の名義書換を停止致します。

昭和二十七年二月一日　農林中央金庫

約束手形紛失無効広告

左記約束手形昭和二十七年一月二十八日紛失の為爾今無効とす。

一、金額　二十万円也

一、振出人　(株)金門製作所取締役社長十文字俊夫

一、宛先　東山金属工業株式会社

一、支拂場所　埼玉銀行板橋支店

一、期日　昭和二十七年四月十日

一、振出日　昭和二十七年一月二十四日　東山金属工業株式会社

公告

当社は、昭和二十七年一月二十八日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。

記

一、電気事業会社の名称　九州電力株式会社

二、電気事業会社の住所　福岡市渡辺通二丁目三十五番地

三、借入先　大蔵大臣

四、借入金額　十二億三千二百万の内昭和二十六年十一月十五日六億七千万円を借入れし今回三億円也

五、借入金の利率　年七分五厘

六、借人金の償還の方法および期限　(イ)期限　昭和五十七年三月三十一日　(ロ)元金償還　昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に二千四百六十四万円宛償還

七、利息支拂の方法および期限　毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日に利拂当日迄の利息を後拂する。

八、其の他参考となるべき事項　発電、変電設備新増設工事資金

昭和二十七年一月二十九日　九州電力株式会社

第十四期決算公告

（昭和二十六年十月三十一日現在）

貸借対照表

借方	金額
銀行預金	七一、三二一、七五二・六二
現金	二、九〇三、〇六四・六七
受取手形	八三、五四五、一〇〇・六四
割引手形見返	一〇七、八〇二、八〇九・一四
商品	二四九、四〇八、二六一・五四
売掛金	一一六、六五七、五一〇・二三
未収金	三、三二九、六六二・九二
立替金	三、二五四、六八二・〇三
前拂金	一五三、八六五、四八七・八〇
仮拂金	六、六五五、二七九・二〇
差入保証金	三、五七三、〇〇〇・〇〇
前拂費用	六二一、五七四・〇〇
出張所未達勘定	一、八五〇、四八八・二五
有価証券及出資金	三、二五七、五〇〇・〇〇
土地、建物、什器	六、八四〇、一六九・七七
計	八一四、八八六、三四二・八一

貸方	金額
借入金	六九、五〇〇、〇〇〇・〇〇
割引手形	一〇七、八〇二、八〇九・一四
支拂手形	四七八、一四四、一二一・八六
買掛金	一一九、八一三、八八一・二四
未拂金	九、二四二、八二三・九二
前受金	一、七七三、七二四・三五
仮受金	一、七七二、二〇四・九一
預り保証金	二四一、二〇〇・〇〇
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	八〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二、六〇〇、〇〇〇・〇〇
諸引当金	三、三〇一、三五九・〇〇
前期繰越金	二、三六五、八六一・三九
当期利益金	七、五二八、三五七・〇〇
計	八一四、八八六、三四二・八一

昭和二十七年二月一日

大阪市東区備後町四丁目四四番地　亀山興業株式会社

正誤

昭和二十七年一月二十八日会社その他の公告欄四一九頁三段有限会社東城商店解散公告（第一回）公告中債権申出期間「二箇月以上」は「二箇月以内」の誤植

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　一月二十九日付衆会第九号四頁●同日付参会第九号二〇頁●同三十一日付第四号（その二）三二頁●二月一日付物価第三号二頁

◉附録　二月一日付十二月物価号外目録一頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料　実費

公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円

但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円

広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁　電話九段(33)三二一—五五九　振替東京一九〇〇〇　官報課

昭27. 2. 1.

官報

告示

◎電気通信省物価庁告示第一号

国際電報料金表（昭和二十六年九月電気通信省、物価庁告示第四号）の一部を次のように改正し、昭和二十七年二月一日から施行する。

昭和二十七年二月一日

電気通信大臣　佐藤　栄作
物価庁長官　周東　英雄

第一部一般の国際電報の料金のASIA（アジヤ地方）の部中Indochina（インドシナ）及びIsrael（イスラエル国）の項を次のように改める。

Indochina（インドシナ）	OSA SA, OSA PS, TOK M	116	39
	RCA, TOK M MKY	138	46
	OSA HK		
Israel（イスラエル国）	OSA CBO, TOK M RCA,	176	59
	TOK M MKY		

同AMERICA（アメリカ地方）の部のUnited States of America（アメリカ合衆国）の項中「New York City(Incl. Lake Success)（ニューヨーク市―レイク・サクセスを含む。）」を「New York City（ニューヨーク市）」に改める。

同OCEANIA（大洋洲地方）の部Midway（ミッドウェー）の項の一語料金欄中「36」を「―」に改める。

同OCEANIA（大洋洲地方）の部Samoa Islands（サモア群島）の項中Tutuila（テュテュイラ）の項を次のように改める。

Ofu（オフ） Swains（スウェインズ） Tau（タウ） Tutuila（ツツイラ）	TOK RCA, TOK MKY	130
	OSA SE	310

同OCEANIA（大洋洲地方）の部中「Tonga Islands（トンガ群島）」の項の次に次の一項を加える。

Wake Island（ウェーキ島）	TOK RCA, TOK MKY, OSA CBO	108	―

◎物価庁告示第二号

物価統制令第四条の規定によつて、医薬品（ストレプトマイシン）の販売価格の統制額を次のように指定する。

昭和二十七年二月一日

物価庁長官　周東　英雄

第一　統制額表

品名	単位	小売業者販売価格の統制額
ストレプトマイシン	一グラム一管	円 三六〇・〇〇

第二　販売條件

この表の統制額は、売主の店先渡しの価格とする。

◎物価庁告示第三号

昭和二十六年八月一日物価庁告示第百六十七号（幼児食Bの販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月一日

物価庁長官　周東　英雄

一、価格表を次のように改める。

	一箱当内容量	水分	製造販売業者販売価格の統制額（一箱につき）	卸売販売業者販売価格の統制額（一箱につき）
幼児食Bビスケット	正味八・一キログラムにつき	六%以下	一、三五八円	一、三九五円
幼児食Bゴルケット	正味八・一九キログラムにつき	一〇%以下	一、三五八	一、三九五

二、附記の「二、」を次のように改める。

二、この表の製造販売業者販売価格の統制額は、容器込のものを、その所在する同一都道府県内の卸売販売業者に対しては当該工場渡しで、その所在する同一都道府県外の卸売販売業者に対しては当該卸売販売業者の最寄駅貨車乗渡しで販売する場合の統制額とし、製造販売業者が容器込のものを直接小売販売業者に、その店頭持込渡しで販売する場合の統制額は、この表の卸売販売業者販売価格の統制額と同額とする。

この表の卸売販売業者販売価格の統制額は、容器込のものを、小売販売業者に、その店頭持込渡しで販売する場合の統制額とし、この表の小売販売業者販売価格の統制額は売主店先渡しの統制額とする。

◎物価庁告示第四号

昭和二十六年八月一日物価庁告示第百六十一号（米麦等の食糧管理法第八條ノ二の販売価格の統制額指定の件）及び昭和二十六年十二月十八日物価庁告示第百九十九号（主要食糧の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月一日

物価庁長官　周東　英雄

一、昭和二十六年八月一日物価庁告示第百六十一号の第三に次の一号を加える。

十三、保税地域内で、農林大臣の指示に基き、外国航空機又は外国船舶の代表者に販売される輸入された主要食糧については、この告示の統制額は適用しない。

二、昭和二十六年十二月十八日物価庁告示第百九十九号の附記の第五号に次の一号を加える。

㈤　保税地域内で、農林大臣の指示に基き、外国航空機又は外国船舶の代表者に販売される輸入された主要食糧

◎物価庁告示第五号

昭和二十六年八月一日物価庁告示第百六十一号（米麦等の食糧管理法第八條ノ二の販売業者の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月一日

物価庁長官　周東　英雄

一、第一の統制額表を次のように改める。

別

種目	価格	販売価格の統制額（一級地）	販売価格の統制額（二級地）	販売価格の統制額（三級地）	販売価格の統制額（四級地）
国内産精米（正味六〇キログラムにつき）		三、五六六円	三、五七九円	三、五九三円	三、六〇三円
外国産精米（正味一〇〇キログラムにつき）		五、二九四	五、三一六	五、三三九	五、三五六
精麦（正味四五キログラムにつき）	国内産大麦及びはだか麦を原料とするもの	二、〇六八	二、〇七七	二、〇八八	二、〇九五
	外国産大麦を原料とするもの	一、九五五	一、九六四	一、九七五	一、九八二
普通小麦粉（正味二二キログラムにつき）		一、〇一七	一、〇一七	一、〇一七	一、〇一七
国内産強力小麦粉（正味二二キログラムにつき）		一、〇五二	一、〇五二	一、〇五二	一、〇五二
外国産強力小麦粉（正味二二キログラムにつき）		一、一一七	一、一一七	一、一一七	一、一一七

毎日新聞　明治五年三月三十一日　第三種郵便物認可

外号物価

国内産玄米（正味六〇キログラムにつき）販売価格の統制額（単位円）

地域別（都道府県名）	農産物検査法による検査を受けた一等、二等及び三等のもの				農産物検査法による検査を受けた四等のもの				農産物検査法による検査を受けた五等のもの			
	一級地	二級地	三級地	四級地	一級地	二級地	三級地	四級地	一級地	二級地	三級地	四級地
北海道	三、三二一	三、三四	三、三三三	三、一三四	三、一四七	三、一六〇	三、一六九					
青森	三、三三一	三、三四五	三、一五二	三、一六五	三、一七八	三、一八七						
岩手	三、三四〇	三、三五三	三、一六六	三、一七五	三、一八八	三、一九七						
宮城	三、三四〇	三、三五三	三、一六六	三、一七五	三、一八八	三、一九七						
秋田	三、三四〇	三、三五三	三、一六六	三、一七五	三、一八八	三、一九七						
山形	三、三四〇	三、三五三	三、一六六	三、一七五	三、一八八	三、一九七						
福島	三、三四〇	三、三五三	三、一六六	三、一七五	三、一八八	三、一九七						
茨城	三、三六〇	三、三七三	三、一八六	三、一九五	三、二〇八	三、二一七						
栃木	三、三六〇	三、三七三	三、一八六	三、一九五	三、二〇八	三、二一七						
群馬	三、三六九	三、三八二	三、一九一	三、二〇四	三、二一七	三、二二六						
埼玉	三、三五六	三、三六九	三、一九一	三、二〇四	三、二一七	三、二二六						
千葉	三、三六〇	三、三七三	三、一九一	三、二〇四	三、二一七	三、二二六						
東京	三、三四六	三、三五九	三、一八一	三、一九四	三、二〇七	三、二一六						
神奈川	三、三五二	三、三六五	三、一八七	三、二〇〇	三、二一三	三、二二二						
新潟	三、三三一	三、三四四	三、一七五	三、一八八	三、二〇一	三、二一〇						
富山	三、三三一	三、三四四	三、一七五	三、一八八	三、二〇一	三、二一〇						
石川	三、三三一	三、三四四	三、一七五	三、一八八	三、二〇一	三、二一〇						
福井	三、三三一	三、三四四	三、一七五	三、一八八	三、二〇一	三、二一〇						
山梨	三、三五五	三、三六八	三、一九一	三、二〇四	三、二一七	三、二二六						
長野	三、三六二	三、三七五	三、一九八	三、二一一	三、二二四	三、二三三						
岐阜	三、三六四	三、三七七	三、一九九	三、二一二	三、二二五	三、二三四						
静岡	三、三七〇	三、三八三	三、二〇五	三、二一八	三、二三一	三、二四〇						
愛知	三、三五三	三、三六六	三、一八八	三、一九九	三、二一二	三、二二一						
三重	三、三七〇	三、三八三	三、二〇五	三、二一八	三、二三一	三、二四〇						
滋賀	三、三六七	三、三七九	三、二〇二	三、二一五	三、二二八	三、二三七						
京都	三、三七二	三、三八五	三、二〇四	三、二一七	三、二三〇	三、二三九						
大阪	三、三五八	三、三七一	三、二〇三	三、二一六	三、二二九	三、二三八						
兵庫	三、三六四	三、三七七	三、二〇九	三、二二二	三、二三五	三、二四四						
奈良	三、三六五	三、三七八	三、二一一	三、二二四	三、二三七	三、二四六						
和歌山	三、三七六	三、三八九	三、二二二	三、二二五	三、二三八	三、二四七						
鳥取	三、三六一	三、三七四	三、二〇一	三、二一四	三、二二七	三、二三六						
島根	三、三六一	三、三七四	三、二〇一	三、二一四	三、二二七	三、二三六						
岡山	三、三六八	三、三八一	三、二〇四	三、二一七	三、二三〇	三、二三九						
広島	三、三六七	三、三八〇	三、二〇三	三、二一六	三、二二九	三、二三八						
山口	三、三六二	三、三七五	三、二〇一	三、二一四	三、二二七	三、二三六						
徳島	三、三七四	三、三八七	三、二一四	三、二二七	三、二四〇	三、二四九						
香川	三、三七四	三、三八七	三、二一四	三、二二七	三、二四〇	三、二四九						
愛媛	三、三七四	三、三八七	三、二一四	三、二二七	三、二四〇	三、二四九						
高知	三、三七〇	三、三八三	三、二〇九	三、二二二	三、二三五	三、二四四						
福岡	三、三五九	三、三七二	三、一九八	三、二一一	三、二二四	三、二三三						
佐賀	三、三五九	三、三七二	三、一九八	三、二一一	三、二二四	三、二三三						
長崎	三、三五九	三、三七二	三、一九八	三、二一一	三、二二四	三、二三三						
熊本	三、三五九	三、三七二	三、一九八	三、二一一	三、二二四	三、二三三						
大分	三、三五九	三、三七二	三、一九八	三、二一一	三、二二四	三、二三三						
宮崎	三、三五九	三、三七二	三、一九八	三、二一一	三、二二四	三、二三三						
鹿児島	三、三五九	三、三七二	三、一九八	三、二一一	三、二二四	三、二三三						

二、第一の計中「一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」附則第十項の規定を「一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十六年法律第二百七十八号）附則第十一項の規定により改正される以前の一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）附則第十項の規定」に改める。

三、第三販売條件その他の第四号中第一項を削り、同号中第二項を第一項とし、同項中「五等玄米を原料とする精米」を「農産物検査法による検査を受けた五等玄米を原料とする規格外の精米」に改める。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部三円（官報本紙読者には無料添附）　送料実費

発行所　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁

電話九段五三一　官報課

振替東京一九〇〇〇

昭26.12.

農林省、物価庁　日　号外　頁

一〇　昭和二十六年産米穀の政府買入価格指定　一八　50　一

電気通信省、物価庁

一〇　国際電報料金表の一部改正　五　48　一

一一　同右　二八　51　一

物価庁

一九四　砂糖の販売価格の統制額指定の件の一部改正　六　49　一

一九五　清酒及び合成清酒の販売価格の統制額指定の件の一部改正　六　49　一

一九六　焼ちゆう及び味りんの販売価格の統制額指定の件の一部改正　六　49　一

一九七　ビールの販売価格の統制額指定の件の一部改正　六　49　二

一九八　酒類の表示様式等指定に関する件の一部改正　六　49　三

一九九　主要食糧の販売価格指定　一八　50　一

二〇〇　米麦等の食糧管理法第八條ノ二の販売業者の販売価格の統制額指定の件の一部改正　一八　50　二

二〇一　砕米、しいな及びくず玄米の販売価格の統制額指定　一八　50　二

二〇二　昭和二十六年早川慎一申請による通運事業運賃料金、同割増率及び適用方の認可の件の一部改正　一八　50　二

二〇三　砂糖の販売価格の統制額指定の件の一部改正　二六　51　二

二〇四　砂糖の製造業者販売価格の統制額指定の件の一部改正　二六　51　二

昭和二十七年二月一日　物価号外第三号　附録

昭和二十六年十二月官報物価号外目録

第四十八号から第五十一号まで

毎日文庫

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

告示

十二月発行物価号外

発行日	番号	頁
五	四八	八
六	四九	四
一八	五〇	二
二八	五一	四

◎凡例

1. 公文件名の上の数字は告示番号を示す。
2. 件名の下の数字の上段は掲載日、中段は号外番号、下段は頁を示す。

物価号外目録